

4. 仕事を応援! ◆◆◆

ひとり親家庭のための就業支援講習会

ひとり親家庭の就業・自立を促進するため、パソコン講座や就職支援セミナー、介護職員初任者研修の就業支援講習会を行います。

【日程・応募締切】

日程などの情報は市報さいたま、さいたま市ホームページに掲載します。詳しくはそちらをご覧ください。

【講座内容】

講座内容は一例です。詳しくはさいたま市ホームページなどをご覧ください。

(1) パソコン教室

- ・Word基礎講座・・・文字の入力、表の作成など、Wordの基本操作を学びます。
- ・Word応用講座・・・豊富な機能の習得など、Wordの応用操作を学びます。
- ・Excel基礎講座・・・データの入力、表の作成など、Excelの基本操作を学びます。
- ・Excel応用講座・・・関数の使い方や自動処理など、Excelの応用操作を学びます。
- ・PowerPoint基礎講座・・・基本操作から表やグラフ、写真、イラストなどを取り入れた表現力のあるプレゼンテーション資料の作成までを学びます。
- ・就職支援セミナー・・・効果的な履歴書の書き方、面接の作法などについて学びます。

(2) 介護職員初任者研修

通信通学による介護職員初任者研修を受講することで、資格の取得を目指します。

【費用】

無料

【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

高等職業訓練促進給付金の支給

経済的自立に効果的な資格を取得するため、修学期間1年以上の学校に通う場合に高等職業訓練促進給付金を支給します。(事前相談が必要です。)

(1) 高等職業訓練促進給付金

上限を3年とし、支給する給付金です。

(2) 修了支援給付金

養成機関の卒業時、支給される給付金です。

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件を全て満たす方(ただし、ひとり親家庭の父は平成25年度以降の入学者が対象です。)

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準の方
- ・養成機関において、カリキュラムを修了後に対象資格の取得が見込まれる方

- ・就業または育児と修業の両立が困難であることや資格取得後の就業が効果的に図られると認められる方
- ・以前に高等職業訓練促進給付金(高等技能訓練促進費)を受けたことがない方
- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金や、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金など、趣旨を同じくする給付の受給資格のない方

【支給額】

(1) 高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯(同居の扶養義務者を含む)	月額100,000円
市民税課税世帯(同居の扶養義務者を含む)	月額70,500円

(2) 修了支援給付金

市民税非課税世帯(同居の扶養義務者を含む)	50,000円
市民税課税世帯(同居の扶養義務者を含む)	25,000円

【対象資格】

看護師、准看護師、助産師、保育士、作業療法士、歯科衛生士、臨床検査技師、美容師、調理師、教育職員など ※平成29年度は、49名がこの制度を利用しました。

【事前相談】

事前相談では、資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などをお伺いし、支給の必要性について審査します。申請にあたっては、事前相談を必ず受けていただく必要があります。子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センターへ電話予約のうえ、ご相談ください。

※ご相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

高等職業訓練促進資金の貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行います。(事前相談が必要です。)

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件を全て満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方
- ・養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内および近隣の都県(東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県)の区域において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、当該業務に従事する意思を有している方

【貸付額】

- ・入学準備金 養成機関への入学時の経費として50万円以内を貸付(入学後の振込となります。)
- ・就職準備金 養成機関を修了し、資格を取得した場合、就職時の経費として20万円以内を貸付

【返還免除】

養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、指定の区域において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、その業務に従事したとき、貸付金の返還を免除します。

【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター

TEL 048-835-5281 FAX 048-835-5282

自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。(受講申込前の事前相談が必要です。)

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件をすべて満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準の方
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要と認められる方
- ・以前にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

【支給額】

講座を修了した場合、対象講座の受講料の60%を支給します。(給付金の上限は20万円です。給付金が1万2千円に満たない場合は支給対象外となります。)

なお、雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格がある者については、上記の額から一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。

【対象講座】

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※平成29年度は、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修などの資格取得に利用され、22名の講座修了者に支給されました。

【事前相談】

対象講座の受講前に、ひとり親家庭就業・自立支援センターへ電話予約のうえ、ご相談ください。事前相談をしないで受講した場合、給付金は支給されませんので、ご注意ください。

【問合せ】

子育て支援政策課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

ジョブスポット

さいたま市では、各区役所にジョブスポットを設置し、職業相談、職業紹介を行っているほか、求人情報の検索もできます。

【相談時間】

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:00(受付は16:00まで)

【対象】

児童扶養手当を受給されている方

【問合せ】

各区役所内ジョブスポット ⇒P.27

マザーズハローワーク・マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望されている方へ各種支援や情報提供を行います。キッズコーナーを設置していますのでお子様連れでも安心してご利用いただけます。

(1)マザーズハローワーク大宮

【場所】

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル4F
(ハローワークプラザ大宮内) ※大宮駅(西口)徒歩5分

【利用時間(いずれも祝休日、年末年始を除く)】

月・水・金曜日9:00~17:00

火・木曜日 9:00~19:00 第1・3土曜日10:00~17:00

【問合せ】

TEL 048-856-9500

(2)ハローワーク浦和・就業支援サテライト マザーズコーナー

【場所】

〒336-0027 さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3F
※武蔵浦和駅(西口)徒歩3分

【利用時間】

月~金曜日10:00~19:00(祝休日、年末年始を除く)

【問合せ】

TEL 048-826-5049

埼玉県女性キャリアセンター

働く女性・働きたい女性を支援するための相談、各種セミナー、職業紹介を実施している埼玉県の施設です。託児も行っています(要予約・有料)。また、スカイプによる相談、映像セミナー配信もはじめましたので、ぜひご利用ください。

【場所】

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野4F
(埼玉県男女共同参画推進センター内) ※さいたま新都心駅徒歩5分、北与野駅徒歩6分

【利用時間(いずれも祝日、毎月第3木曜日、年末年始、臨時休館日を除く)】

月~土曜日 9:30~17:30(面談相談、各種セミナー予約、求人検索機利用)

10:00~17:00(紹介状の発行)

月~金曜日10:00~16:30(電話相談、11:30~12:30を除く)

【問合せ】

TEL 048-601-5810

【電話相談】

TEL 048-601-1023

5. 住まいを応援! ◆◆◆◆

市営住宅の抽選における優遇措置

市営住宅とは、住宅にお困りの低所得の方のために、安い家賃でお貸しすることを目的として建てられた住宅です。このため、市営住宅には入居について申込資格が定められています。(所得制限があります。)

【募集方法】

年3回(4月、8月、12月)定期募集を行い、抽選で入居者を決定します。

※定期募集で入居者が決まらない住戸があった場合、随時募集を行うことがあります。

【抽選における優遇制度】

母子世帯および父子世帯については、抽選における当選確率が優遇される場合があります。

【問合せ】

建設局建築部住宅政策課

TEL 048-829-1521 FAX 048-829-1982

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

TEL 048-829-2878 FAX 048-825-1822

県営住宅の抽選における優遇措置

【募集方法】

年4回(1月、4月、7月、10月)定期募集を行い、抽選で入居者を決定します。

※定期募集とは別に、先着順の随時募集を行うことがあります。

【抽選における優遇制度】

母子世帯および父子世帯については、抽選における当選確率が優遇される場合があります。

【問合せ】

埼玉県住宅供給公社 月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)8:30～17:15

県営住宅課

TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822